

北秋田市国土強靭化地域計画

秋田県 北秋田市

令和2年11月

(令和5年3月 一部変更)

〔目 次〕

第1章 北秋田市国土強靭化の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨及び位置付け	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
2 計画の策定手順	2
3 基本目標【STEP 1-①】	2
4 事前に備えるべき目標【STEP 1-②】	3
5 基本的な方針【STEP 1-③】	3
(1) 北秋田市国土強靭化の取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	4
(3) 効率的な施策の推進	4
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	4
第2章 脆弱性評価	5
1 評価の枠組み及び手順	5
(1) 想定するリスク【STEP 2-①】	5
(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】	6
(3) 施策分野【STEP 2-③】	8
(4) 評価の実施手順	8
2 評価結果のポイント【STEP 3】	11
第3章 北秋田市国土強靭化の推進方針【STEP 4】	15
1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針	15
2 施策分野ごとの推進方針	23
(1) 個別施策分野	23
(2) 横断的分野	30
第4章 計画の推進・進捗管理	32
1 施策の重点化	32
2 重点施策の選定【STEP 5】	32
3 推進体制と不断の見直し	40
(別表) 重点事業一覧	41

第1章 北秋田市国土強靭化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨及び位置付け

(1) 計画策定の趣旨

北秋田市（以下、「本市」とする。）では、平成27年2月に市域で起こりうる地震災害の被害想定等を反映し、減災を基本理念とした自助・共助の充実等を図るべく「北秋田市地域防災計画」の改定を行い、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するため、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、強靭な国づくりを計画的に進めています。

そこで、本市においても基本法の趣旨を踏まえ、近年国内で発生した様々な自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靭な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していくために「北秋田市国土強靭化地域計画」（以下、「本計画」とする。）を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、基本法第14条に基づき国的基本計画及び秋田県強靭化地域計画と調和を保った計画です。

また、本市の北秋田市総合計画と関連する基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靭化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

2 計画の策定手順

基本法第14条では、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定める「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」の策定手順をもとに作成しました。

【策定手順】

S T E P 1	【地域を強靭化する上での目標の明確化】 地域を強靭化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」及び③「基本的な方針」を設定
S T E P 2	【起きてはならない最悪の事態、強靭化施策分野の設定】 本市の①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び③「強靭化施策分野」を設定
S T E P 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本市のリスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価
S T E P 4	【リスクへの対応方策の検討】 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」の検討
S T E P 5	【対応方策について重点化】 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

3 基本目標【S T E P 1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靭な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、本市における強靭化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次のとおり設定します。

- いかなる事態が発生しても、
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる
- とともに、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

4 事前に備えるべき目標【S T E P 1-②】

本市における強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国の基本計画を踏まえ、次のとおり設定します。

いかなる事態が発生しても、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む。)
- ③ 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

5 基本的な方針【S T E P 1-③】

本市では、過去の災害履歴から、風水害、雪害等において被害が発生しているほか、今後、全国各地で発生しているような大規模な自然災害が発生することが懸念されています。

また、被害想定から能代断層帯、日本海を震源とする大規模な地震災害が発生した場合、本市への影響は多大であると想定されます。

これらのことから「事後対策」の繰り返しを避け、大規模な自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に備える地域づくりを推進します。

一方で、本市の地域強靭化を推進する上では、社会資本の老朽化や地域経済、生活環境、地域コミュニティ機能等、今後の人口減少社会に対応した強靭化を図ることも重要となります。

そこで、先に掲げた5つの基本目標と7つの事前に備えるべき目標を踏まえ、本市の安心・安全を確保するため、次の方針に基づき地域強靭化を推進します。

(1) 北秋田市国土強靭化の取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、本市の強靭化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、時間的管理概念を持つつ、長期的な視野を持って取組にあたる。
- ③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる。
- ④ 秋田県強靭化への貢献、連携を念頭に置きながら取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、本市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性及びLGBT、高齢者、子ども、障がい者、外国人、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 周辺市町との広域連携強化を進め、防災・減災面での役割を担うとともに、本市の地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国土強靭化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP 2-①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、テロ等も含めたあらゆる事態が想定され得ますが、本計画においては、国の基本計画、県の地域計画と同様、市内に起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

市内で起こりうる具体的な災害としては、陸域の活断層による内陸直下型地震、日本海沖で発生する大規模地震、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

また、市域は積雪寒冷地であり、特に森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されていることから、冬期には、雪害とともに災害が複合的に発生することによる被害の拡大や、建物等の倒壊や道路の閉塞・寸断、孤立地区の発生等も想定され、人の移動や物資の供給に大きな支障を来すほか、土砂災害は地震や水害とともに生じる（複合的に発生する）可能性があります。

一方で人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化（耐震化の遅れ）の社会的リスクもあり、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。

このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から市全体を強靭化する必要があります。

自然災害	本市の想定するリスク
地震	<ul style="list-style-type: none">○ 能代断層帯の場合 (M7.1) 予測される本市の最大震度6強 (想定被害：冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合) 建物被害：全壊161棟、半壊1,005棟、焼失0棟 人的被害：死者3人、負傷者145人 ライフライン被害：上水道断水人口1,610人、停電2,252世帯○ 海域A+B+C連動地震 (M8.7) 予測される本市の最大震度6弱 (想定被害：冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合) 建物被害：全壊313棟、半壊2,282棟、焼失0棟 人的被害：死者13人、負傷者335人 ライフライン被害：上水道断水人口7,840人、停電5,087世帯

自然災害	本市の想定するリスク
特別警報レベルの 大雨・大雪	<p>○平成19年9月豪雨 平成19年9月17日 災害対策本部（平成19年9月17日設置、10月16日解散） 避難指示：1,199世帯、3,088人 避難勧告：4,603世帯、13,076人 死者1名、行方不明1名、負傷者5名 住宅：全壊6棟、半壊208棟、一部破損1棟、床上浸水37棟、 床下浸水141棟 田：2,126ha冠水 道路：61箇所 橋梁：1箇所 河川：18箇所 水道断水：2,298箇所 り災世帯：251世帯 り災者数：701人 被害総額：4,715,076千円</p> <p>○平成11年1月11日豪雪（森吉地区） 災害対策本部を設置（3月8日解散） 農業施設：ビニールハウス全壊12棟 雪下ろし中の事故：負傷1人 雪崩：ダム工事現場重軽傷3人</p> <p>○平成18年豪雪 山沿いで積雪4mを超える記録的な大雪</p> <p>（特別警報基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨…台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ○ 大雪…数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※いずれも指標あり。

（2）起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行う（基本法第17条第3項）とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本市の地域特性等を考慮して、七つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる27の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滯 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態 4-2 電気、石油等の供給機能の停止 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 ※サプライチェーン…原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 農業の停滞
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野【ＳＴＥＰ2-③】

脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靭化基本計画に定める12の個別政策分野及び三つの横断分野を参考に、次の六つの個別施策分野と二つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション（リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーション等）
- ⑧ 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。なお、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション（リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーション等）
- ⑧ 老朽化対策

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊 ○家具類の転倒 ○住宅火災に気づかない
1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○河川堤防など構造物の損傷 ○浸水地域に要救助者が取り残される
1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○土石流・崖崩れ・地すべりに巻き込まれる
1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○道路が雪で交通不能になる ○雪下ろしによる死傷者が多数発生する
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の情報が途絶した ○被災現場の情報が届かない ○住民へ情報伝達ができない
1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の遅れによる死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する ○救援物資が届かない
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立地区の被害状況を把握できない ○孤立状態が解消できない
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滯	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失 ○応急活動を行う人員が不足する
2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が避難所の場所を把握していない ○災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する ○避難所が被災して使用できない ○避難所外への避難者が多数発生する
2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設が機能を喪失する ○医薬品等を確保できない ○被災地での医療救護活動が滞る
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所で感染症が集団発生する ○被災地の衛生環境が悪化する
3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○業務が継続できない ○市庁舎の機能が喪失する
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における道路網の寸断 ○鉄道施設機能の停止
4-2 電気、石油等の供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模かつ長期にわたる停電 ○石油類燃料が確保できない ○長期にわたるガスの供給機能の停止
4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道機能の停止
4-4 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設機能の停止 ○農業集落排水施設機能の停止 ○し尿処理施設機能の停止 ○廃棄物処理施設機能の停止

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○信号機の全面停止
4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	○長期にわたる電話、携帯電話の通信停止
5-1 サプライチェーン※の寸断等による経済活動の停滞	○市内の企業活動が停止する
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-3 農業の停滞	○農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する
6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○防災施設の損壊、機能不全等 ○ため池の決壊、機能不全等
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・森林等の荒廃による防災機能の低下
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理機能の低下、遅れ
7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に建設事業者の協力が得られない ○ボランティアの受け入れが円滑に進まない
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時における地域コミュニティ機能の減退

※ サプライチェーン…原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙1に整理しました。評価結果の主なポイントは、次のとおりです。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- 最悪の事態1－1** 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避するため、住宅や公共特定建築物（※）等の耐震化を推進する必要があります。
※特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物
- 最悪の事態1－2** 「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進する必要があります。また、洪水ハザードマップ及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）を更新していく必要があります。
- 最悪の事態1－3** 「大規模な土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）を更新していく必要があります。
- 最悪の事態1－4** 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及を推進する必要があります。
- 最悪の事態1－5** 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、登録制メールやツイッターなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化していく必要があります。
- 最悪の事態1－6** 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

**目標2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

最悪の事態2-1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県及び市の共同備蓄品目の計画的な整備を推進する必要があるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要があります。

最悪の事態2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進する必要があるほか、孤立する恐れのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要があります。

最悪の事態2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防施設等の整備を促進する必要があります。また、消防団員の確保のための広報活動を行う必要があるほか、機能別消防団員の維持、消防団協力事業所等の認定等の取組を促進する必要があります。

最悪の事態2-4 「多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知を強化していく必要があるほか、車中泊など避難所外への避難者の健康対策等を進める必要があります。

最悪の事態2-5 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、BCP（業務継続計画）を策定するほか、災害医療コーディネーターやDMA T（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を推進する必要があります。

最悪の事態2-6 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」を回避するため、平時から定期予防接種を促進させる必要があります。また、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要があります。

目標3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、BCP（業務継続計画）を更新していく必要があります。

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- 最悪の事態4－1** 「地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進する必要があります。観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を持つ道の駅や主要道路の結節点等において具体的な活用策を講じる必要があります。
- 最悪の事態4－2** 「電気、石油等の供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要があります。
- 最悪の事態4－3** 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進する必要があります。
- 最悪の事態4－4** 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に整備していくとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を推進する必要があります。
- 最悪の事態4－5** 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する必要があります。
- 最悪の事態4－6** 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設等の設備を強化していく必要があります。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

- 最悪の事態5－1** 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」を回避するため、市内企業等のBCP（業務継続計画）策定を促進する必要があります。
- 最悪の事態5－2** 「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、誘致企業や大規模商業施設等のBCP（業務継続計画）策定を促進する必要があります。
- 最悪の事態5－3** 「農業の停滞」を回避するため、農林業生産基盤等の耐震化を推進する必要があります。

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6－1 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進する必要があります。

最悪の事態 6－2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化していく必要があります。

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7－1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を強化する必要があります。

最悪の事態 7－2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化していくとともに、災害ボランティアの受け入れ体制等を構築する必要があります。

最悪の事態 7－3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、地域応援プラン等により、地域の活動をさらに支援していく必要があります。

第3章 北秋田市国土強靭化の推進方針

【STEP4】

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靭化に向けて、本市が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は別紙のとおりです。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1－1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ①住宅の耐震化
- ②公共特定建築物の耐震化
- ③学校の耐震化
- ④病院の耐震化
- ⑤社会福祉施設等の耐震化
- ⑥指定文化財・史跡の耐震化

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

- ⑦空家対策
- ⑧都市基盤等の整備

「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針

- ⑨家具類の固定など室内安全対策

「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

- ⑩住宅用火災警報器の設置

最悪の事態1－2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

- ①河川改修等の治水対策
- ②河川関連施設の老朽化対策

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

- ③洪水ハザードマップの作成
- ④避難勧告等の判断基準等の策定（水害）

最悪の事態 1－3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ①土砂災害対策施設の整備
- ②土砂災害対策施設の老朽化対策
- ③土砂災害警戒区域等の指定
- ④土砂災害ハザードマップの作成
- ⑤避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）

最悪の事態 1－4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ①道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ②雪下ろし事故防止対策
- ③克雪化住宅の普及促進

最悪の事態 1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ①関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ②県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
- ③県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

- ④可搬型画像システムによる災害情報の収集

「市民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備
- ⑥Jアラートによる情報伝達
- ⑦避難勧告等の判断基準等の策定
(再掲) 1－2④(避難勧告等の判断基準等の策定(水害))
(再掲) 1－3⑤(避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害))

最悪の事態 1－6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

- ①自主防災活動の充実・強化
- ②地域の防災・避難訓練の実施
- ③防災講座の充実
- ④学校における防災教育の充実
- ⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施

**目標2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

最悪の事態2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ①県との共同備蓄物資の整備
- ②民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③自助による備蓄の促進
- ④避難所への備蓄の促進
- ⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用

最悪の事態2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ①孤立する恐れのある地区の現状把握
- ②通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

- ③孤立予防対策
 - (再掲) 1－2①(河川改修等の治水対策)
 - (再掲) 1－3①(土砂災害対策施設の整備)
 - (再掲) 4－1②(道路施設の老朽化対策)
 - (再掲) 4－1③(道路の防災対策)
- ④発電機など電力の確保
- ⑤緊急物資の備蓄

最悪の事態2－3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ①消防施設等の計画的な整備
- ②消防施設における燃料の確保

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ③消防団への加入促進
- ④消防団員の技術力の向上
- ⑤緊急消防援助隊の受援計画の見直し

最悪の事態 2－4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

- ①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
- ②福祉避難所の指定

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ③帰宅困難者支援に関する協定の締結

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ④学校、公民館の防災機能の強化
- ⑤公園、学校における避難場所機能の確保

「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ⑥避難所における生活環境の整備

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ⑦避難所外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2－5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ①病院の業務継続体制の強化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ②医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

- ③災害医療コーディネーターの配置
- ④D M A T（災害派遣医療チーム）の配置

最悪の事態 2－6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ①平時からの感染症予防対策の強化

「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

- ②健康機器管理能力の向上

目標 3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3－1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ①市の業務継続体制の強化

「市庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針

- ②市庁舎の耐震性の強化
- ③執務環境の整備

「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針

- ④停電時の行政機能の確保
- ⑤非常用電源等の確保
- ⑥停電対応訓練の実施

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態4－1 地域交通ネットワークが分断する事態

「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針

- ①幹線道路等の整備
- ②道路施設の老朽化対策
- ③道路の防災対策

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④鉄道施設・設備の強化 ※東日本旅客鉄道(株)秋田支社、秋田内陸縦貫鉄道(株)

最悪の事態4－2 電気、石油等の供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

- ①電力施設・設備の強化 ※東北電力(株)

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ②石油類燃料の確保 (鷹巣阿仁スタンド会との協定)

最悪の事態4－3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①水道施設の耐震化
- ②水道施設の老朽化対策
- ③水道における業務継続体制の強化
- ④消火栓の老朽化対策
- ⑤防火水槽の耐震化

最悪の事態 4－4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①下水道施設の耐震化
- ②下水道施設の老朽化対策
- ③下水道における業務継続体制の強化

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ④農業集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑤合併処理浄化槽の促進

「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ⑥し尿処理等の協力体制の構築

最悪の事態 4－5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

- ①停電時の信号機滅灯対策 ※北秋田警察署

最悪の事態 4－6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- | | |
|----------------|------------------|
| ①電話施設・設備の強化 | ※東日本電信電話㈱秋田支店 |
| ②携帯電話設備等の信頼性向上 | ※㈱ドコモ C S 東北秋田支店 |

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態5－1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①企業等における業務継続体制の強化

最悪の事態5－2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

- ①誘致企業における業務継続体制の強化
- ②化学消火薬剤の貯蔵

「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

- ③大規模商業施設等における業務継続体制の強化

最悪の事態5－3 農業の停滞

「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針

- ①農林業生産基盤の耐震化

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態6－1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ①ため池ハザードマップの整備
- ②農業用ため池の整備

「ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ③県との連絡体制の強化

「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ④河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策
 - (再掲) 1－2 ② (河川関連施設の老朽化対策)
 - (再掲) 1－3 ② (土砂災害対策施設の老朽化対策)

最悪の事態6－2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ①治山対策
- ②農業・農村の多面的機能の確保
- ③農業水利施設の保全管理
- ④森林整備

目標 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7－1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ①災害廃棄物処理等の協力体制の構築
- ②災害廃棄物の処理体制の整備

最悪の事態 7－2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ①災害対応に不可欠な建設業との連携

「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

- ②災害ボランティアセンターの設置・運営
- ③災害ボランティアコーディネーターの養成

最悪の事態 7－3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ①地域応援プランによる支援
 - (再掲) 1－6 ① (自主防災活動の充実・強化)
 - (再掲) 2－3 ③ (消防団への加入促進)

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

① 行政機能等

行政機能

- 「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【2-4①】
 - ・福祉避難所の指定【2-4②】
- 「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・帰宅困難者支援に関する協定の締結【2-4③】
- 「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所における生活環境の整備【2-4⑥】
- 「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑦】
- 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針
 - ・市の業務継続体制の強化【3-1①】
- 「市庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針
 - ・市庁舎の耐震性の強化【3-1②】
 - ・執務環境の整備【3-1③】
- 「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・停電時の行政機能の確保【3-1④】
 - ・非常用電源等の確保【3-1⑤】
 - ・停電対応訓練の実施【3-1⑥】
- 「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・し尿処理等の協力体制の構築【4-4⑥】

情報通信

- 「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針
 - ・関係行政機関等による情報共有体制の強化【1-5①】
 - ・県総合防災情報システムによる迅速、確実な情報伝達体制の強化【1-5②】
 - ・県情報集約配信システムによる情報収集、伝達手段の確保【1-5③】
- 「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・可搬型画像システムによる災害情報の収集【1-5④】

- 「市民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【1-5⑤】
 - ・Jアラートによる情報伝達【1-5⑥】
 - ・避難勧告等の判断基準等の策定【1-5⑦】

訓練・普及啓発

- 「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・自主防災活動の充実、強化【1-6①】
 - ・地域の防災、避難訓練の実施【1-6②】
 - ・防災講座の充実【1-6③】
 - ・学校における防災教育の充実【1-6④】
 - ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-6⑤】

消防

- 「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・消防施設等の計画的な整備【2-3①】
 - ・消防施設における燃料の確保【2-3②】
- 「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針
 - ・消防団への加入促進【2-3③】
 - ・消防団員の技術力の向上【2-3④】
 - ・緊急消防援助隊の受援計画の見直し【2-3⑤】
- 「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針
 - ・消火栓の老朽化対策【4-3④】
 - ・防火水槽の耐震化【4-3⑤】

警察

- 「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・停電時の信号機滅灯対策【4-5①】

② インフラ・住環境

- 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」を回避するための推進方針
 - ・住宅の耐震化【1-1①】
 - ・公共特定建築物の耐震化【1-1②】
 - ・学校の耐震化【1-1③】
 - ・病院の耐震化【1-1④】
 - ・社会福祉施設等の耐震化【1-1⑤】
 - ・指定文化財、史跡の耐震化【1-1⑥】

- 「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針
 - ・空家対策【1－1⑦】
 - ・都市基盤等の整備【1－1⑧】
- 「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針
 - ・家具類の固定など室内安全対策【1－1⑨】
- 「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針
 - ・住宅用火災警報器の設置【1－1⑩】
- 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・雪下ろし事故防止対策【1－4②】
 - ・克雪化住宅の普及促進【1－4③】
- 「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・学校、公民館の防災機能の強化【2－4④】
- 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・水道施設の耐震化【4－3①】
 - ・水道施設の老朽化対策【4－3②】
 - ・水道における業務継続体制の強化【4－3③】
- 「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・下水道施設の耐震化【4－4①】
 - ・下水道施設の老朽化対策【4－4②】
 - ・下水道における業務継続体制の強化【4－4③】
- 「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業集落排水施設の老朽化対策【4－4④】
- 「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・合併処理浄化槽の促進【4－4⑤】
- 「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針
 - ・地域応援プランによる支援【7－3①】
 - ・（再掲）1－6①（自主防災活動の充実・強化）
 - ・（再掲）2－3③（消防団への加入促進）

③ 保健医療・福祉

- 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・病院の業務継続体制の強化【2-5①】
- 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・医薬品、医療機器等の供給、確保体制の整備【2-5②】
- 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害医療コーディネーターの配置【2-5③】
 - ・D M A T（災害派遣医療チーム）の配置【2-5④】
- 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・平時からの感染症予防対策の強化【2-6①】
- 「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針
 - ・健康危機管理能力の向上【2-6②】
- 「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害ボランティアセンターの設置、運営【7-2②】
 - ・災害ボランティアコーディネーターの養成【7-2③】

④ 産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針
 - ・電力施設、設備の強化【4-2①】※東北電力㈱
- 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・石油類燃料の確保（鷹巣阿仁スタンド会との協定）【4-2②】
- 「長期にわたりL Pガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・L Pガス供給施設、設備の強化【4-2③】※一般社団法人秋田県L Pガス協会
- 「長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・電話施設、設備の強化【4-6①】※東日本電信電話㈱秋田支店
 - ・携帯電話設備等の信頼性向上【4-6②】※㈱ドコモC S東北秋田支店
- 「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・企業等における業務継続体制の強化【5-1①】
- 「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
 - ・誘致企業における業務継続体制の強化【5-2①】
 - ・化学消火薬剤の貯蔵【5-2②】
- 「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
 - ・大規模商業施設等における業務継続体制の強化【5-2③】

⑤ 国土保全・交通・物流

- 「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針
 - ・河川改修等の治水対策【1－2①】
 - ・河川関連施設の老朽化対策【1－2②】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・洪水ハザードマップの作成【1－2③】
 - ・避難勧告等の判断基準等の策定（水害）【1－2④】
- 「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・土砂災害対策施設の整備【1－3①】
 - ・土砂災害対策施設の老朽化対策【1－3②】
 - ・土砂災害警戒区域等の指定【1－3③】
 - ・土砂災害ハザードマップの作成【1－3④】
 - ・避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1－3⑤】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・道路除雪等による冬期の交通確保【1－4①】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・（再掲）1－2④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害））
 - ・（再掲）1－3⑥（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害））
- 「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・県との共同備蓄物資の整備【2－1①】
 - ・民間事業者との物資調達協定の締結【2－1②】
- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・自助による備蓄の促進【2－1③】
 - ・避難所への備蓄の促進【2－1④】
 - ・物流事業者との物資輸送、保管協定の締結【2－1⑤】
 - ・物資の輸送、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用【2－1⑥】
- 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立する恐れのある地区の現状把握【2－2①】
 - ・通信手段の確保【2－2②】

- 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立予防対策【2－2③】
 - ・（再掲）1－2①（河川改修等の治水対策）
 - ・（再掲）1－3①（土砂災害対策施設の整備）
 - ・発電機など電力の確保【2－2④】
 - ・緊急物資の備蓄【2－2⑤】
 - ・道路施設の老朽化対策【4－1②】
 - ・道路の防災対策【4－1③】
- 「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・公園、学校における避難場所機能の確保【2－4⑤】
- 「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針
 - ・幹線道路等の整備【4－1①】
 - ・（再掲）4－1②（道路施設の老朽化対策）
 - ・（再掲）4－1③（道路の防災対策）
- 「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・鉄道施設、設備の強化【4－1④】※東日本旅客鉄道㈱秋田支社、秋田内陸縦貫鉄道㈱
- 「ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・県との連絡体制の強化【6－1③】
- 「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・河川、土砂災害対策関連施設の老朽化対策【6－1④】
 - ・（再掲）1－2②（河川関連施設の老朽化対策）
 - ・（再掲）1－3②（土砂災害対策施設の老朽化対策）
- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・治山対策【6－2①】
- 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害対応に不可欠な建設業との連携【7－2①】

⑥ 農林水産・環境

- 「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針
 - ・農林業生産基盤の耐震化【5－3①】
- 「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針
 - ・ため池ハザードマップの整備【6－1①】
 - ・農業用ため池の整備【6－1②】

- 「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針
 - ・農業、農村の多面的機能の確保【6-2②】
 - ・農業水利施設の保全管理【6-2③】
 - ・森林整備【6-2④】
- 「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・災害廃棄物処理等の協力体制の構築【7-1①】
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備【7-1②】

(2) 横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、本市の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の判断基準の策定

(水害)

- ・洪水ハザードマップの作成【1-2③】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（水害）【1-2④】

(土砂災害)

- ・土砂災害警戒区域等の指定【1-3③】
- ・土砂災害ハザードマップの作成【1-3④】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1-3⑤】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・自主防災活動の充実、強化【1-6①】
- ・地域の防災、避難訓練の実施【1-6②】
- ・防災講座の充実【1-6③】
- ・学校における防災教育の充実【1-6④】
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-6⑤】
- ・自助による備蓄の促進【2-1③】
- ・避難所への備蓄の促進【2-1④】
- ・災害ボランティアセンターの設置、運営【7-2②】
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成【7-2③】

消防団

- ・消防団への加入促進【2-3③】
- ・消防団員の技術力の向上【2-3④】

コミュニティ

- ・孤立する恐れのある地区の現状把握【2-2①】
- ・通信手段の確保【2-2②】※孤立地区対策
- ・発電機など電力の確保【2-2④】※孤立地区対策
- ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】※孤立地区対策
- ・地域応援プランによる支援【7-3①】

⑧ 老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・河川関連施設【1－2②】
- ・土砂災害対策施設【1－3②】
- ・道路施設【4－1②】
- ・上水道施設【4－3②】
- ・消火栓【4－3④】
- ・下水道施設【4－4②】
- ・農業集落排水施設【4－4④】
- ・農業用ため池【6－1②】
- ・農業水利施設【6－2③】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靭化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度、進捗状況等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。

本市では、国及び県の基本計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	指標の目標値や全国、県平均値に照らし、どの程度進捗しているか

2 重点施策の選定【STEP5】

第2章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られます
が、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を促進します。

- 本市における住宅の耐震化促進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施します。火災の早期発見や逃げ遅れによる死者を減少させるため、住宅用火災警報器設置等の普及啓発を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 公共特定建築物、学校施設等について、利用者等の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により、計画的に耐震化等を進めるほか、街路（都市計画道路）整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備をさらに推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

- 社会福祉施設（障がい者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともに、スプリンクラーの設置、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により、安全性の確保を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】
- 道路に面する埠等について、特に緊急性が高い劣化した埠等の情報があつた際は、所有者に対し、「危険ブロック埠等撤去支援事業」の活用を促すなど、事故等防止に向けた対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】

- (2) **集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進します。また、洪水ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）を更新します。**
- 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を進めるとともに、河川関連施設について、国・県と連携して、老朽化対策を計画的に推進します。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成します。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 避難勧告、避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）」を策定します。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- (3) **大規模な土砂災害等による死傷者の発生を回避するため、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進します。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）を更新します。**
- 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒態勢を整備、促進します。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知します。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 避難勧告、避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定します。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- (4) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及を推進します。**
- 効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。
【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
 - 屋根の雪下ろし講習会を継続して実施し、効果的な安全対策の普及啓発を図ります。
【施策分野②インフラ・住環境】

- 積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市のリフォーム事業等による取組を推進し、克雪化住宅の普及促進を図ります。【施策分野②インフラ・住環境】

(5) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制の強化を図るほか、登録制メールやツイッターなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化します。**

- 政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保します。【施策分野①行政機能等】
- 県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年4月運用開始）の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】
- Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成するとともに、住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等、多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。【施策分野①行政機能等】
- 国からの災害関連情報を受信する「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の確実な運用のため、国や県と連携し、定期的な運用試験等を実施します。【施策分野①行政機能等】

(6) **防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図ります。**

- 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成、各種訓練の実施を働きかけます。【施策分野①行政機能等】
- 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を推進します。【施策分野①行政機能等】

目標2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、県及び市の共同備蓄品目の計画的な整備や避難所への備蓄を進めるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進します。

- 県と市の共同備蓄品目について、目標量を確保し、賞味期限のある食料、飲料水等を計画的に更新します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 避難所となる施設、特に一次避難所への備蓄及び計画的な更新を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、孤立する恐れのある地区の現状把握や通信手段・電力・備蓄物資の確保等の予防対策を推進します。

- 孤立する恐れのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等の予防対策を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策・防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

(3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を回避するため、消防施設等の整備を促進します。また、消防団員の確保のための広報活動を行うほか、機能別消防団員の入団、消防団協力事業所等の認定等の取組を促進します。

- 老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていきます。また、大規模災害等により消防庁舎が被災したときに、代替施設を指定して遅滞なく業務継続を図ります。【施策分野①行政機能等】
- 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図ります。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進します。【施策分野①行政機能等】

(4) **多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の周知等を強化するほか、福祉避難所の拡充、避難所等の機能確保、車中泊など避難所外の場所に滞在する避難者への情報提供などの対策を進めます。**

- 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、新たな防災マップを作成するなど周知を図ります。【施策分野①行政機能等】
- ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所外の場所に滞在する被災者のエコノミークラス症候群の予防法等について情報提供を行います。【施策分野①行政機能等】

(5) **医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺を回避するため、BCP（業務継続計画）を策定するほか、災害医療コーディネーターやDMA-T（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を推進します。**

- 災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における業務継続計画」を策定します。【施策分野③保健医療・福祉】
- 県との連携により災害医療コーディネーターを配置し、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供します。【施策分野③保健医療・福祉】
- 災害時のDMA-T（災害派遣医療チーム）の派遣により、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動を迅速に行います。【施策分野③保健医療・福祉】

(6) **被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避するため、平時からの定期予防接種を促進させるほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。**

- 平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進するとともに、広報等を通じて予防知識の普及、啓発に努めます。【施策分野③保健医療・福祉】
- 衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生・防疫体制強化のための研修会等を実施します。【施策分野③保健医療・福祉】

目標3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

(1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、BCP（業務継続計画）を作成、更新します。**

- 災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「業務継続計画（BCP）」を策定し、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努めます。【施策分野①行政機能等】

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(1) **地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進します。**

- 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電線地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 道の駅や主要道路の結節点等、観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を有する箇所において、具体的活用策を講じながら、広域交通のネットワーク強化と機能向上対策を計画的に推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 災害時に重要な役割を担う各施設について、計画的に老朽化対策を進めるほか、耐震化などの防災対策を推進します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

(2) **電気、石油等の供給機能の停止を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化します。**

- 本市では、鷹巣阿仁スタンド会と「災害時の協力に関する協定」を締結しており、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(3) **上水道等の長期間にわたる機能停止を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進します。**

- 上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めます。【施策分野②インフラ・住環境】

(4) **汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に整備していくとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、合併処理浄化槽への転換等を推進します。**

- 大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、計画的な老朽化対策を推進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら促進します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、災害時協力体制マニュアルを策定するなど、日頃から各事業所及び関係機関との連携を強化します。【施策分野①行政機能等】

(5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進します。**

- 県では、災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備を進めています。【施策分野①行政機能等】

(6) **電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路のマルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）や公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）を整備します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】**

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

(1) **サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を回避するため、市内企業等のBCP（業務継続計画）策定を促進します。**

- 市内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(2) **重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を回避するため、誘致企業や商業施設等のBCP（業務継続計画）策定を促進します。**

- 市内誘致企業及び商業施設のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- 重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新します。【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(3) **農業の停滞を回避するため、農林業生産基盤等の耐震化を推進します。**

- 農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進するほか、県営ほ場整備事業を計画に基づき進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

目標6 制御不能な二次災害を発生させない

(1) **ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進します。**

- 防災重点ため池について、県と連携しながらハザードマップを周知するとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池についても、県と連携しながら補修・補強等を進めます。【施策分野⑥農林水産・環境】

(2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を回避するため、治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化します。

- 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進めるとともに、農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援します。【施策分野⑥農林水産・環境】
- 土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、市森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進します。【施策分野⑥農林水産・環境】

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態を回避するため、災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を強化します。

- 秋田県産業廃棄物協会等との協定に基づく協力体制や関係機関との連携を強化するとともに、災害廃棄物処理計画を策定します。【施策分野⑥農林水産・環境】

(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、災害ボランティアの受け入れ体制を構築します。

- 災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携を強化します。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 大規模災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定するとともに、秋田県社会福祉協議会との連携による「災害ボランティアコーディネーター」養成研修の受講を推進します。【施策分野③保健医療・福祉】

(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や消防団への加入促進のほか、元気ムラ活動への支援、地域住民が主体となって除排雪作業を行う団体の立ち上げ支援や除排雪等のボランティア派遣体制強化等の取組を推進します。

- 地域住民が自ら考え活動できる組織づくりを支援します。【施策分野②インフラ・住環境】
- 地域住民が主体となって除排雪を行う団体の立ち上げ等を支援します。

3 推進体制と不断の見直し

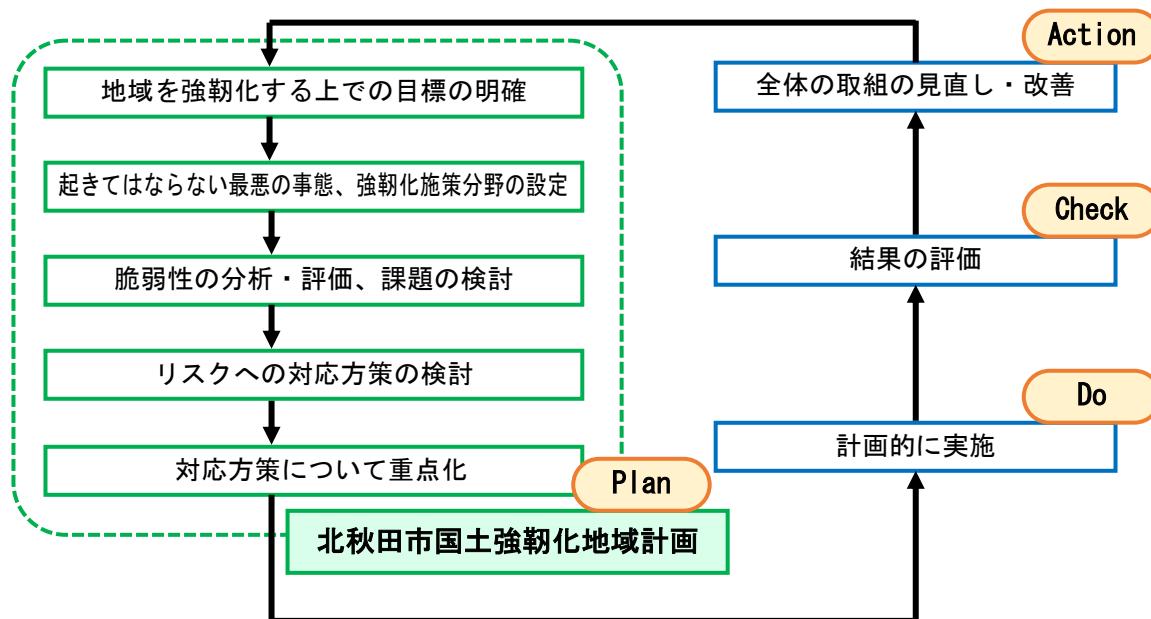
計画の推進にあたっては、第3章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県・民間事業者・団体と連携して関連施策の着実な推進を図るものとします。

また、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に、県・民間ライフライン事業者・団体等からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績評価指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ、令和3年度から令和7年度とし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、P D C Aサイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…）ことにより、本計画を推進します。

- ① 強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化し、計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

図表 P D C Aサイクル



(別表) 重点事業一覧

国土強靭化の 推進方針	事業名	担当部署
1-1	障がい者関連施設整備事業	福祉課
1-1	介護関連施設整備事業	高齢福祉課
1-1	既存高齢者施設等スプリンクラー設備等整備事業	高齢福祉課
1-1	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	高齢福祉課
1-1	高齢者施設等給水設備整備事業	高齢福祉課
1-1	高齢者施設等安全対策強化事業	高齢福祉課
1-4	防災・安全交付金事業（除雪機械購入）	建設課
2-3	車両更新事業	消防本部
2-3	本署、各分署移転事業	消防本部
2-3	消防水利整備事業	消防本部
2-3	消防資機材整備更新事業	消防本部
3-1	学校施設環境改善交付金、学校建設事業	教育委員会総務課
4-1	道路メンテナンス事業（橋梁補修）	建設課
4-1	道路メンテナンス事業（トンネル補修）	建設課
4-1	道路メンテナンス事業（シェッド補修）	建設課
4-1	道路メンテナンス事業（道路施設点検）	建設課
4-1	防災・安全交付金事業（舗装補修）	建設課
4-1	防災・安全交付金事業（道路照明灯点検）	建設課
4-4	北秋田市公共下水道根幹的施設の建設工事委託 (米内沢浄化センター改築及び耐震補強事業)	都市計画課（下水道係）
4-4	耐水化計画策定業務委託、耐水化事業（浸水対策）	都市計画課（下水道係）
4-4	浄化槽設置整備事業	都市計画課（下水道係）
6-1	農村地域防災減災事業、ため池整備事業費負担金	農林課（農業振興係）
6-2	山村強靭化林道整備事業	農林課